

て、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に関係がある場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のため必要な最少量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第一項の変更登録を受けたとき。

七 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

八 前条第三項において準用する第七条第四項（前条第三項において準用する第十二条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）及び前項第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十一条第一項（前条第三項において準用する第十二条第一項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）の調査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする。

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物

三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料（廃棄等の命令）

（廃棄等の命令）

次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するたために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることに

より畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第四条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物

二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十二条第二項の表示が付されているないもの

三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物

（飼料製造管理者）

第二十五条 第三条第一項の規定により製造の方

法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物

で、その製造の過程において同項に規定する見

地から特別の注意を必要とするものとして政令

で定めるものの製造業者（農林水産省令で定め

る者を除く。）は、その飼料又は飼料添加物の

製造を実地に管理させるため、その事業場ごと

に、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林水産

省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置

かなければならない。ただし、当該資格を有す

る製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理

する事業場については、この限りでない。

二 飼料製造管理者は、当該事業場において、そ

の管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につ

き、この法律又はこの法律に基づく処分の違反

が行われないように必要な注意をしなければならない。

（規格適合表示の禁止等）

第一項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一月以内に、農林水産大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつた旨その他農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

第三条第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

（公定規格）

第二十六条 農林水産大臣は、飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るために必要なと認めるとときは、飼料の種類を指定して、その種類ごとに栄養成分量（飼料が含有しているたん白、脂肪その他の栄養成分を百分比で表したもの）をいう。以下同じ。の最小量又は最大量その他栄養成分に關する必要な事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

（規格適合表示の表示）

第二十七条 都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料製造業者（規格設定飼料の製造を業とする者をいふ。以下同じ。）が次条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合は、こ

の限りでない。

（規格設定飼料製造業者）

第二十八条 都道府県又は前条第一項の登録を受けた者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

（規格適合表示の付）

第二十九条 規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

（規格設定飼料製造業者の登録等）

第三十条 第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。

（規格適合表示）

農林水産大臣の登録を受けた者は、

農林水産省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料（以下「規格

定飼料」）と/orは、その登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

第七条第二項から第十四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設

定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並

びに第九条、第十条第一項、第十一项第一項、第十二条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項及び第十八条第四号中「第七条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号並びに第十七条第四号中「特定飼料等の」とあるのは「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条第三項、「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条第三項中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条第一項中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第八条又は第三十条第三項において準用する第十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二项及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは「第二十七条规定第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料製造業者」と、同条第十三条规定第一項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。）と、第十二条中「規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「登録規格設定飼料製造業者」と、同条第十三条规定第一項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

第三十条 外国規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。（外国規格設定飼料製造業者と前項の登録を受けた外国規格設定飼料製造業者と定飼料を製造する者は、規格設定飼料等の登録簿）

2 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条、第二十二条並びに第二十八条条第三項、第十四条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項、第十五条第一項、第十六条第二項若しくは第三項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）と、第十二条第二項第一号中「請求する」と、第二十二条第一項第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。」又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十三条第一項及び第十二条第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、第十二条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項において準用する場合を含む。）と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、第十二条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項において準用する場合を含む。）と、同項第二号、第三号及び第六号

一項及び第三項の規定は登録外国規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条、第十三条第三項及び第二十二条第一項第六号中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十二条第一項、第十三条第三項中「前項」とあり、並びに第十二条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号並びに第十七条第四号中「特定飼料等の」とあるのは「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条第三項、「特定飼料等製造設備」とあるのは「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条第三項中「特定飼料等検査設備」とあるのは「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条第一項中「特定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「第二十九条第三項において準用する第八条又は第三十条第三項において準用する第十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二项及び第十七条第五号中「第五条第一項」とあるのは「第二十七条规定第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料製造業者」と、同条第十三条规定第一項及び第二十条中「特定飼料等製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。）と、第十二条中「規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十八条第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項」とあるのは「登録規格設定飼料製造業者」と、同条第十三条规定第一項若しくは第三項」とあるのは「第二十八条第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

第三十一条 輸入業者は、規格適合表示又はこれと紛らわしい表示の付してある飼料（その容器又は包装に当該表示の付してある場合における当該飼料を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が登録外國規格設定飼料製造業者によりその登録に係る規格設定飼料に付されたものである場合には、この限りでない。（表示の基準）

第三十二条 農林水産大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項

二 表示の方法その他の前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

三 第二十二条第一項とあるのは「第二十九条第三項において準用する第十八条又は第三十条第三項において準用する第二十二条第一項」と、第九条第五号、第十条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八条又は第二十二条第一項」とあるのは「規格設定飼料等検査規程」とあるのは「規格設定飼料等検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条第一項を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 第四十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に前二号のいずれかに該当する者があるもの限りでない。

第三十三条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により定められた同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の規定は、前項の場合について準用する。（指示等）

2 第三条第二項及び第十六条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条 第二十七条第一項の登録は、同項前段の規定による検定（以下この章において単に（登録）

「検定」という。）を行おうとする者の申請により行う。（欠格条項）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十七条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に前二号のいずれかに該当する者があるもの限りでない。

第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全部に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計を用いて検定を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が検定を実施し、その人が検定を行う事業所ごとに二名以上であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち二人以上が前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

第三十七条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全部に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手續は、農林水産省令で定める。

一 分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計を用いて検定を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が検定を実施し、その人が検定を行う事業所ごとに二名以上であること。

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支拂はれて、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条、第二十二条並びに第二十八条条第三項、第十四条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項、第十五条第一項、第十六条第二項若しくは第三項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）と、第十二条第二項第一号中「請求する」と、第二十二条第一項第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。」又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十三条第一項及び第十二条第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、第十二条第一項から第四項まで、第八条から第十三条第三項において準用する場合を含む。）と、同項第二号、第三号及び第六号

(飼料等の輸入の届出)
第五十一条 外国における生産地の事情その他の事情からみて次に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により製造された飼料又は飼料添加物

二 第三条第一項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物
 三 第二十三条第一号から第三号までに掲げる飼料又は飼料添加物

四 第二十九条第三項において準用する場合を含む。) 又は第二十二条第一項

項において準用する場合を含む。)、第三十九条又は第四十一条の規定による届出があつたとき。

五 第二十三条の規定による禁止をしたとき。

六 公定規格又は第三十二条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。

七 第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は同項前段の検定の業務の停止を命じたとき。

八 第四十七条第一項の規定により農林水産大臣が第二十七条第一項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つて同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

九 第四十七条第一項の規定により立入検査、質問又は収去(以下「立入検査等」という。)を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

(報告の徴取)

第五十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。

二 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、飼料の使用者の畜舎所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

三 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

四 農林水産大臣は、この法律の施行による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(内閣総理大臣及び厚生労働大臣との関係)

五 第二十九条第三項において準用する場合を含む。) 第二十二条第一項の規定による立入検査等の業務に關し必要な報告を徴することができる。

六 第二十九条第三項において準用する場合を含む。) 第二十二条第一項の規定による立入検査等の業務に關し必要な命令をすることができる。

(内閣総理大臣及び厚生労働大臣との関係)

七 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項から第三項までの規定により飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料を収去させたときは、当該飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要を公表する。

八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

二十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

三十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

四十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

五十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

六十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

七十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

八十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

九十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百零九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一〇 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百一九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百二十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百三十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百四十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百五十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百六十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百七十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十七 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十八 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百八十九 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九〇 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九一 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九二 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九三 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九四 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九五 第二十二条第一項の規定による立入検査等

一百九六 第二十二条第一項の規定による立入検査等

産大臣に対し、第二条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二十三条の規定による禁止若しくは第二十四条の規定による命令に關し意見を述べ、又は当該禁止若しくは當該命令をするべきことを要請することができる。

4 農林水産大臣並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前三項の規定の円滑な実施を図るために、相互に情報又は資料を提供するものとする。

(手数料)

第六十条 第五条第一項の検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料をセンターに納付しなければならない。

2 第七条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の登録若しくはその更新又は第十三条第一項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の変更登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 第十条第一項(第十一条第二項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料をセンターに納付しなければならない。

4 特定飼料等製造業者登録簿、外国特定飼料等製造業者登録簿、規格設定飼料製造業者登録簿、外国規格設定飼料製造業者登録簿又は検定機関登録簿(次項において「特定飼料等製造業者登録簿等」という。)の賛本の交付を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 特定飼料等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 第一項及び第三項の手数料は、センターの収入とする。

(聴聞の方法の特例)

第六十一条 第十八条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項

(第三十条第三項において準用する場合を含む。)又は第四十五条の規定による处分に係る聽聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第六十二条 センターが行う第五条第一項の検定の業務に係る処分又はその不作為に不服がある者は、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、センターの上級行政庁とみなす。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第六十三条 この法律に基づく処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して相当な期間を置いて予告した上、同法第十二条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

3 第一项に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(輸出用飼料等に関する特例)

第六十四条 輸出用又は試験研究用の飼料又は飼料添加物について、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)

第六十五条 この法律の規定により農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるとこれにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

で、その制定又は改整に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第四条の規定に違反した者

2 第二十三条の規定による禁止に違反した者

3 第二十四条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第五条第一項の規定に違反した者

5 第六条第二項又は第三項の規定に違反した者

6 第二十一条第一項の規定に違反した者

7 第四十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

8 第四十九条の規定に違反した者

9 第五十二条第一項又は第三項の規定に違反した者

10 第五十三条第一項又は第三項の規定に違反した者

11 第五十四条の規定に違反した者

12 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

13 第五十六条第一項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第七条第二項第四号から第六号まで(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は特定飼料等検査規程若しくは規格設定飼料検査規程を変更した者は、規格設定飼料検査規程を変更した者

14 第五十七条第一項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第十四条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第五十条又は第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

15 第五十五条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

16 第五十六条第一項から第三項まで若しくは

收取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

17 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は第四十一条の規定による届出をせずに、又は虚偽の届出をしたとき。

18 第四十六条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

19 第五十五条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

20 第四十六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

21 第五十六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三号の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

22 第五十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)、第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第三号一億円以下の罰金刑の答弁をしたとき。

23 第五十八条第一号(飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

24 第五十九条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

25 第六十一条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十一条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

26 第六十二条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十二条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

27 第六十三条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十三条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

28 第六十四条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十四条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

29 第六十五条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十五条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

30 第六十六条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十六条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

31 第六十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十七条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

32 第六十八条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十八条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

33 第六十九条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第六十九条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

34 第七十条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

35 第七十一条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十一条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

36 第七十二条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十二条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

37 第七十三条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十三条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

38 第七十四条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十四条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

39 第七十五条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十五条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

40 第七十六条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十六条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

41 第七十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十七条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

42 第七十八条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十八条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

43 第七十九条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第七十九条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

44 第八十一条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十一条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

45 第八十二条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十二条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

46 第八十三条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十三条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

47 第八十四条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十四条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

48 第八十五条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十五条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

49 第八十六条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十六条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

50 第八十七条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十七条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

51 第八十八条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十八条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

52 第八十九条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第八十九条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

53 第九十条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第九十条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

54 第九十二条第一号(飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。)若しくは第二号(飼料の使用に係る場合を除く。)又は第九十二条各本条の罰金刑の答弁をしたとき。

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一年二月三日法律第
一六〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、

る日から施行する。

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
一四〇(第二項)、第二三百二十一条を第一項及び

第十三条第二項 第千三百二十六条第二項及び
第十三百四十四条の規定 公布の日

（施行期日）
第一条 八六号
抄

行する。ただし、第十条第一項及び附則第八条から第十四条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。
（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する
法律）
（一部改正）
（平成二年四月一日施行）

法律の一部改正は付（総過渡措置）
第十二条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の

改善に関する法律（以下「旧飼料安全法」といふ。）第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により農林水産省の機関が行つて いる検定

は、前条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「新飼料安全法」という。）第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により検査所が行っている検定とみなす。

2 前条の規定の施行の日前に旧飼料安全法第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により農林水産省の機関が行つた検定は、新飼料安全法

第二条の四第一項又は第四条第一項の規定により検査所が行つた検定とみなす。

例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 政府は、牛海綿状脳症の発生を予防できなかつたことにかんがみ、関係府省の連携を強化する観点から、主催かる消費に至る食品の安

付て本額凡ては、全額が、海賊に三本占の完全に關する行政の抜本的な見直しにつき検討するものとする。

附 費 (平成十五年六月一日法律第七四号)
抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布

(検討) の日から施行する。

た場合において、第一条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「新法」という。）の規定の実施状況

等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」

（施行前の準備）

とする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第四十条第一項の規定による業務規程の届出についても、同

様とする。
(施行前に求められた検定に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前に求められた第一条の

規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「旧法」という。）

定を受けた者が行う検定に限る。)であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の処分がなされて、なゝものこつゝての処分こつゝて

2 は、なお従前の例による。求められた旧法第四条第一項の規定に依る金三〇円を手当する金三〇円を支拂はざれまいとするのであつての外々に置いて

一項の規定による検定（検査所が行う検定に限る。）であつて、この法律の施行の際、公定規格に適合するかどうかの判定がなされていない

ものについての処分については、なお従前の例による。
(旧法の規定による表示に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第二条の四第一項の規定により同項の指定を受けた者が行う検

6
規定により規格適合表示が付された規格設定飼料（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第二項の規定により規格適合表示が付されたものを含む。）については、旧法第七条の四において準用する旧法第五条第二項及び第三項（これらの規定に係る罰則を含む。）の規定は、施行日から一年を経過する日後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定に係る必要な技術的読替えは、政令で定める。
（指定検定機関又は検査所がした処分に係る審査請求に関する経過措置）
第八条 この法律の施行前にされた旧法第二条の第一項の規定に基づき同項の指定を受けた者が行う検定又は旧法第四条第一項の規定に基づき検査所が行う検定に係る処分又はその不作為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にされた同条の規定により行う検定に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。
（処分、手続等に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前に旧法は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第十二条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則	(平成一九年三月三〇日法律第八号)抄
第一條	この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。
第二十一条	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正に伴う経過措置
第二十二条	施行日前に前条の規定による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(次項において「旧飼料安全法」という。)の規定により肥飼料検査所が行った検定又は調査は、同条の規定による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(次項において「新飼料安全法」という。)の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターが行った検定又は調査とみなす。
第二十三条	施行日前に肥飼料検査所に対してされた旧飼料安全法第二十二条第一項第五号(旧飼料安全法第三十条第三項において準用する場合を含む。)に該当する行為は、新飼料安全法第二十二条第一項第五号(新飼料安全法第三十条第一項において準用する場合を含む。)に該当する行為とみなして、新飼料安全法第二十二条第一項(新飼料安全法第三十条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。 (罰則に関する経過措置)
第二十四条	施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。 (政令への委任)
第二十五条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
第一条	この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
第五条	行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為による。(経過措置の原則)
附 則	(平成二六年六月一三日法律第六号期日)抄
(施行期日)	

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

一 号 抄

附 則 (平成二九年五月三一日法律第四

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日法律第三六号）抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日法律第三六号）抄

(施行期日)

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の处分又は通知その他、行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の处分又は通知その他、行為とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前とのそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の处分又は通知その他、行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の处分又は通知その他、行為とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(処分等に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二

条第二項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法

(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第五条 (罰則の適用に関する経過措置)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。